



確定申告は 正しく

2月16日～

と、妻から夫へ三百万円の贈与となります。この場合、負担額に応じた持ち分の共有名義（夫高、妻低）にすれば贈与になりません。

また、夫婦の間で、居住用の土地や建物の贈与が行われたときは、一定の要件のもとに、基礎控除六十万円のほかに「配偶者控除」として最高一千万円までの控除が受けられる特典があります。



これだけは
お忘れなく

- 1 申告書をお送りしている人は必ずその「申告書」
- 2 「印鑑」
- 3 給与などのある人は「源泉徴収票」
- 4 雑損控除を受ける人は「被害を受けた住宅家財の明細書」
- 5 医療費控除を受ける人は「支払った医療費の領収・明細書、保険などで補てんされる金額

—申告相談受付日程表—

月日	曜	午 前	午 後
2. 18	水	堀田	亀山
19	木	東坂本	西坂本
20	金	北山・雨乞	野田北・野田南
21	土	古市上・古市下	新町・原小路
22	日		
23	月	炭床	川原
24	火	中村	狩宿
25	水	一円	向田
26	木	長行	
27	金	黄波戸出張徴収日（保険税4期分）	
28	土	長崎	矢ヶ浦・茅刈
3. 1	日	神田校区予備日	
2	月	黄波戸1班～7班	
3	火	黄波戸8班～14班	
4	水	黄波戸15班～21班	
5	木	上城	
6	金	税務署・県税事務所出張申告相談日	
7	土		
8	日	日置校区予備日	
9	月	小野地	畑上・畑下
10	火	国広・真口	新市・農士園
11	水	大内山上	大内山下
12	木	黄波戸口	
13	金	指定日にこられなかった人	
14	土	"	

※受付場所 役場会議室（但し2月28日～3月4日までは黄波戸漁村センター）
受付時間 午前9時～12時、午後1時～4時

- 6 の明細書」
生命保険料控除のある人は「保険料が契約九千円超のもの証明書」
- 7 損害保険料控除のある人は「支払保険料の証明書」
- 8 住宅取得控除を受ける人は「登記簿謄本」「住民票の写し」「売買契約書」「住宅取得に係る融資額の償還金額等証明書」
- 9 農業所得の特別経費控除を受ける人は「農業の雇人費、小作料、大農具購入費、修理費等の領収書」
- 10 障害者控除を受けられる人は「障害者手帳」

確定申告の用紙が
変わりました

今年から、総合オンラインシステムが導入され、確定申告書と納付書の用紙が変わりました。税務署からお送りした確定申告書や納付書は次の点に注意し記載して下さい。

- 必ず添付して提出して下さい。
- ② 3枚複写になっています。
 - ③ 赤字となる金額には、数字の前に△印をつけて下さい。
- 納付書
- ① お送りした納付書を必ず使用して下さい。
 - ② 3枚複写になっていますのでボールペンで力を入れて書いて下さい。
- なお、振替納税を利用されている人の納付書は税務署で作成しますのでいりません。